

令和8年度
(令和7年度補正予算)

フードテックビジネス実証・実装事業

テクノロジー を活用した 食の新産業創出へ

公募期間

令和8年4月7日(火)～令和8年5月8日(金)17時

※公募期間は予定であり、変更となる可能性がありますのでご了承ください。

新たなフードテックビジネスの創出という目的を達成するために、フードテック等を活用した新たな商品・サービス等の取組を支援します。

FOOD × TECHNOLOGY

重要

応募

ご応募はJグランツで!

公募の詳細はこちら ▶



Jグランツのご利用が初めての方

申請には事前にGビズIDの取得が必要です。
GビズIDの取得には3週間程度かかりますので、まずはGビズIDの取得をお済ませください。

よくあるご質問

「公募Q&A」はこちら ▶



Q1. 実証枠と実装枠の違いは何ですか?

実証枠は、新たな商品・サービスやビジネスモデルについて、技術面・事業面・市場面の成立可能性を検証する段階の取組を対象とします。実装枠は、既に実証段階を終えており、ビジネスモデルの有効性が一定程度確認されている取組について、量産化や販路拡大等、社会実装に向けた取組を対象とします。

Q2. 他の補助事業等と重複したテーマで申請することは可能ですか。

同一の提案内容で他の事業への申請を行っている場合は、申請段階(補助金交付候補者として選定されていない段階)で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象からの除外や、補助金交付候補者の選定の取り消し、補助金の交付決定の取り消しとなることがあります。また、申請の際には、別紙様式1-2に重複申請について記載いただく必要がございます。

Q3. 実証事業で購入した設備や機器を、他の事業に利用することはできますか。

1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に基づく処分の制限を受ける期間においては、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、事務局(株式会社ぐるなび)の承認を受けなければなりません(残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を、納付いただくことがあります)。(注)具体的な内容が判明した時点でご相談ください。

詳しくはこちらをご覧ください

フードテックビジネス実証・実装事業
公募サイト

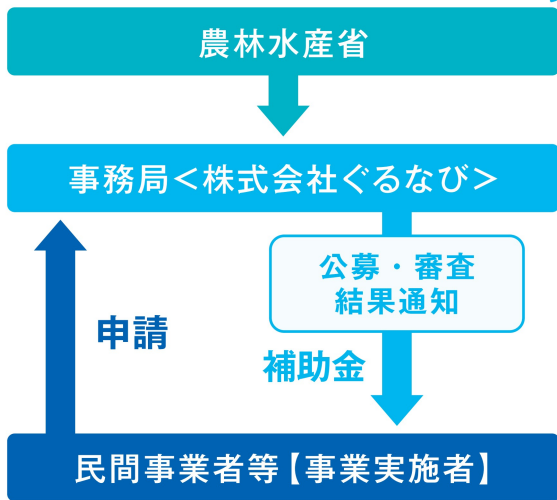
<https://foodtech-koubo.jp>

事業実施主体の事業担当者が、フードテック官民協議会の会員であることが応募条件です。

こちらの
二次元コードから
アクセスできます



事業の全体像



事業の流れ

- 1 公募開始 令和8年4月7日(火)
- 2 応募書類提出 令和8年5月8日(金) 17時厳守
- 3 公募選定委員会による審査(書面+オンラインでの審査を想定)
- 4 選定結果の通知
- 5 交付申請書の提出
- 6 交付決定の通知
- 7 事業実施期間(交付決定の通知から令和9年2月28日まで)
- 8 事業実施報告 令和9年2月28日(日)

支援対象経費例

支援金額 採択1件あたり 補助上限 2,000万円 補助率 1/2
 例 総事業費が4,000万円の場合 2,000万円が国庫補助、2,000万円は自己負担

● 実証事業に要する経費

人件費	実証設備・ 機材・資材費	原材料費	調査員手当
謝金	検査・分析費	消費者評価会 実施費	販売促進 展開費
通信費	消耗品費	その他 フードテックを活用した 実証に要する経費	

※イラストはイメージです

● 実装事業に要する経費

製造、販売、認可取得の 準備期間に係る 人件費	実装設備・ 機材・資材費	販売促進 展開費	認可取得費
通信費	消耗品費	その他 フードテックを活用した 実装に要する経費	

※イラストはイメージです

- 売買、請負、その他契約等をする場合には、複数の者から見積りを徴収する等により経費の節減に努めること。
- 委託を行う場合には、事務局の承認を受けた上で、委託先との契約を締結し、事務局に届けること。

お問合せ

フードテックビジネス実証・実装事業事務局
 受付時間:月～金曜日(平日のみ10:00～12:00、13:00～17:00)

電話

0800-100-4510

メール

foodtech-r8@mail.gnavi.co.jp